第九管区海上保安本部公示第26号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年6月29日

第九管区海上保安本部長 白石 昌己

富山県草島二級河川古川地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県富山土木センター

住 所 富山県富山市舟橋北町1-11

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 富山県草島二級河川古川地先 (付図に示すとおり)

期 間 令和3年7月12日から令和3年7月30日のうち1日間

3 水路測量の実施方法 GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

